解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月二十日付筑西市長の認可により平成二十七年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

茨城県筑西市中館五二一番地

社会福祉法人延命福祉会

清算人　松居万寿代

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

熊本県熊本市中央区九品寺四丁目六番四号

熊本県建設業厚生年金基金

代表清算人　橋口　光徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年二月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十七年四月一日石川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

石川県金沢市村木町一三番三〇号

学校法人桜華幼稚園

清算人　三好　保夫

配当公告

群馬県伊勢崎市境上渕名一四六五番地

破産者　株式会社シキ

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十六年(フ)第二四八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八三四、八一五、七三四円

一、配当することのできる金額

金四五、六六四、七〇六円

平成二十七年四月二十八日

群馬県伊勢崎市市場町二丁目八九四―一

破産管財人弁護士　竹原　正貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市赤崎町字山口一二四番地四、最後の住所仙台市青葉区台原一丁目九番一六―六〇二号　被相続人　亡　志田　素子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

仙台市青葉区大町一丁目三番七号裕ビル二階

相続財産管理人　弁護士　佐々木フミ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方五三八番地二、最後の住所茨城県那珂郡東海村大字村松三一九三番地一〇　被相続人　亡　澤畠　俊光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

茨城県水戸市五軒町一丁目三番一二号

相続財産管理人　弁護士　長野　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市武子八〇四番地一三、最後の住所栃木県足利市鹿島町六八八番地五

被相続人　亡　坂上　勝安

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

栃木県足利市田中町九〇七番地五　リッツタワー五階　皐月法律事務所

相続財産管理人　弁護士　星澤　栄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市宮子町一七〇八番地一、最後の住所群馬県伊勢崎市田中島町一四三四番地一一　被相続人　亡　中野亥三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階

相続財産管理人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県潮来市潮来九一二番地、最後の住所東京都東村山市富士見町二丁目一番地三万寿園　被相続人　亡　宮本　しん

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

東京都立川市曙町二丁目九番一号菊屋ビル八階弁護士法人多摩パブリック法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上條　弘次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区千駄ケ谷一丁目二三番地一五、最後の住所東京都練馬区関町北二丁目一五番一一号　被相続人　亡　譽田　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

東京都港区西新橋一―二一―八弁護士ビル八〇一薄葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　薄葉　健司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都西多摩郡奥多摩町氷川一九七番地、最後の住所東京都西多摩郡奥多摩町海澤四九七番地寿楽荘　被相続人　亡　原島　ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市栄区小菅ケ谷一丁目二〇〇〇番地二、最後の住所横浜市戸塚区原宿三丁目五七番三―一―三〇一号　被相続人　亡　本田　好曠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

横浜市都筑区茅ケ崎中央二五―七　フォーラスプラザ二〇三号室

相続財産管理人　弁護士　姜　文江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市本町二六番地一、最後の住所富山県高岡市古定塚三番四九号　被相続人　亡　野尻　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十八日

富山県高岡市中川上町九番六号

相続財産管理人　弁護士　本多　利光

第１期決算公告

平成27年3月30日

札幌市東区丘珠町555―4

株式会社Ｔ＆Ｄロジテム

代表取締役　伊藤　壽晃

貸借対照表の要旨（平成26年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	183
	固定資産	25
	合計	208
負債及び純資産の部	流動負債	228
	固定負債	39
	株主資本	△60
	資本金	218
	利益剰余金	139
	利益剰余金	△416
	その他利益剰余金	△416
	（うち当期純損失）	(41)
	合計	208